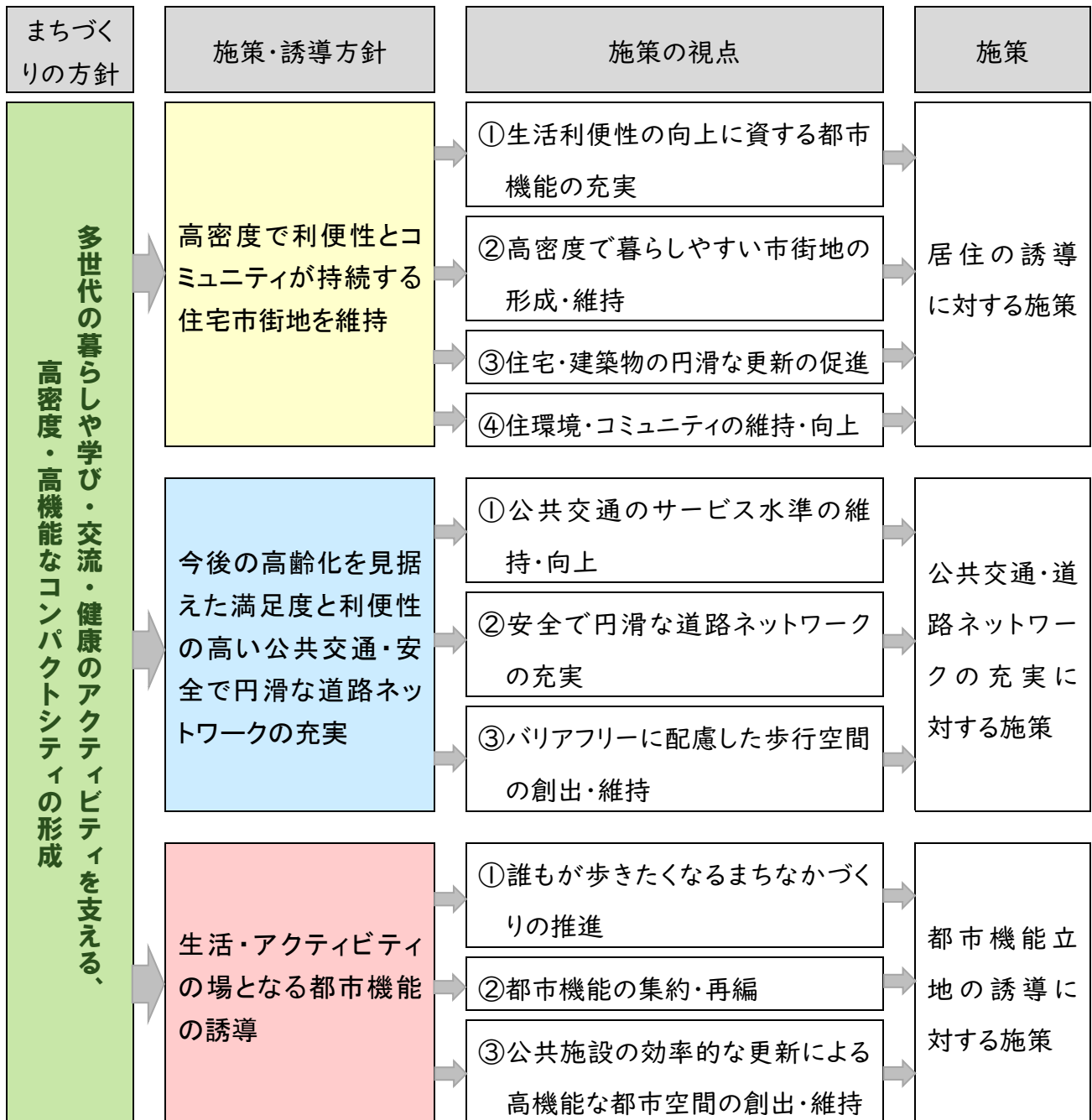


第6章 誘導施策および防災に関する施策

6-1. 居住誘導区域および都市機能誘導区域に関する誘導施策

「多世代の暮らしや学び・交流・健康のアクティビティを支える、高密度・高機能なコンパクトシティの形成」を実現する施策について、次のとおり設定します。



(1) 居住の誘導に対する施策

施策の視点	施策
① 生活利便性の向上に資する都市機能の充実	●低未利用地の利用と管理のための指針の策定の検討
	●低未利用土地権利設定等促進計画の策定の検討
	●社会資本整備総合交付金などの活用による公共施設の整備
	■JR津田沼駅南口の市街地再開発事業による整備
	■習志野市公共施設等総合管理計画・第2次公共建築物再生計画に基づく公共建築物の改修・整備
② 高密度で暮らしやすい市街地の形成・維持	●届出制度の運用 ・居住誘導区域外における一定規模以上の住宅建設時の届け出の義務化
	■土地区画整理事業の事業化に向けた支援、農業施策との調整を図ったまちづくり
	■鷺沼地区の土地区画整理事業による整備
③ 住宅・建築物の円滑な更新の促進	■空家等対策計画に基づく空家などの対策
	■市営住宅などの長寿命化、改修・修繕
	◇UR都市機構の「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」に基づいた団地再生事業の推進 ・袖ヶ浦団地の住宅市街地総合整備事業による整備
④ 住環境・コミュニティの維持・向上	●住環境の維持・向上 ・地区計画制度の活用による、良好な住環境の維持・保全・向上
	■谷津干潟および周辺環境の保全
	■公園・緑地の改修・整備 ・秋津公園内のスポーツ施設の改修および整備 ・鷺沼地区における近隣公園の整備

●：国の支援・制度により市が行う施策

■：市が独自に講じる施策

◇：その他実施主体との連携により行う施策

(2) 公共交通・道路ネットワークの充実に対する施策

施策の視点	施策
①公共交通のサービス水準の維持・向上	●社会資本整備総合交付金などの活用による公共施設の整備(再掲)
	■地域公共交通計画の検討
	■バス事業者と連携した効率的な運行体制の構築
②安全で円滑な道路ネットワークの充実	■公共交通政策事業による移動利便性の向上
	■自転車通行区間の整備による自転車通行ネットワークの形成
	■◇都市計画道路の整備
	・都市計画道路3・3・1号東習志野実籾線(千葉県事業)
	・都市計画道路3・3・3号藤崎茜浜線(千葉県事業)
	・都市計画道路3・4・4号藤崎花咲線
・都市計画道路3・4・8号菊田台谷津線	
・都市計画道路3・4・9号谷津鷺沼線	
・都市計画道路3・4・11号大久保鷺沼台線	
・都市計画道路3・4・24号鷺沼線	
③バリアフリーに配慮した歩行空間の創出・維持	●官民連携まちなか再生推進事業の活用
	■ウォークアブルで車との共存を図ったまちなか整備
	・ハミングロード再整備事業 ・まちなかウォークアブル推進事業
	■習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想および特定事業計画に基づくバリアフリー化

●:国の支援・制度により市が行う施策

■:市が独自に講じる施策

◇:その他実施主体との連携により行う施策

(3) 都市機能立地の誘導に対する施策

施策の視点	施策
①誰もが歩きたくなるまちなかづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場など既存ストックの利活用や沿道施設の1階部分の開放などの促進による歩行空間の創出 ・都市再生推進法人などが実施するベンチの設置や植栽などによる交流・滞在空間を充実化する事業に対する支援
	<ul style="list-style-type: none"> ■習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想における重点整備地区のバリアフリー化
②都市機能の集約・再編	○誘導施設に対する税制上の特例措置
	○民間都市開発推進機構による金融上の支援措置
	<ul style="list-style-type: none"> ●都市機能の集約・再編 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業、都市構造再編集集中支援事業、都市再生区画整理事業、優良建築物等整備事業の活用 ・都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業を補助対象に追加し、面積要件の緩和や交付対象額の嵩上げなどによる支援 ・都市のコアとなる施設の移転に際した旧建物の除却(延床面積1,000㎡以上の医療・福祉施設などの誘導施設) ・緑地などの整備を支援し、都市機能の移転促進 ・官民連携まちなか再生推進事業の活用(再掲)
	<ul style="list-style-type: none"> ●届出制度の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域外における誘導施設整備時の届け出の義務化 ・都市機能誘導区域内における誘導施設休廃止時の届出制度の運用
	■JR津田沼駅南口の市街地再開発事業による整備(再掲)
	■鷲沼地区の土地区画整理事業による整備(再掲)
	■空き店舗の活用やコワーキングスペースの設置など
	■民間事業者による開発の適切な誘導による土地利用の高度化の推進
③公共施設の効率的な更新による高機能な都市空間の創出・維持	<ul style="list-style-type: none"> ●社会資本整備総合交付金などの活用による公共施設の整備(再掲)
	<ul style="list-style-type: none"> ■習志野市公共施設等総合管理計画・第2次公共建築物再生計画に基づく公共建築物の改修・整備(再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・東習志野地区における教育施設などの複合化

○：国などが直接行う施策

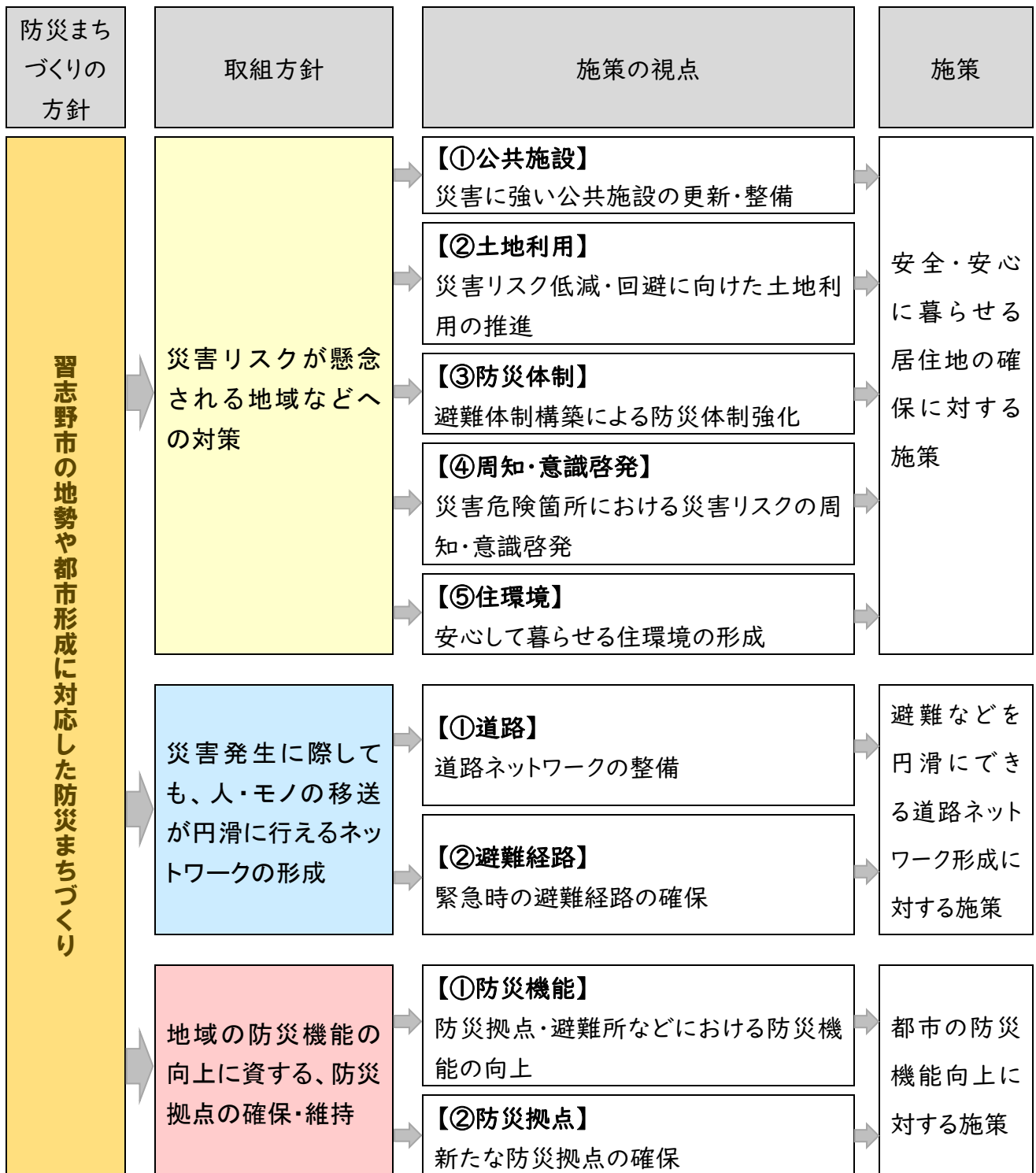
●：国の支援・制度により市が行う施策

■：市が独自に講じる施策

6-2.防災まちづくりに向けた取り組み

「習志野市の地勢や都市形成に対応した防災まちづくり」を実現する施策について、次のとおり設定します。

また、取り組みの実施にあたっては、目標年次に至るまでの短期、中長期の取り組みスケジュールを設定します。



(1) 安全・安心に暮らせる居住地の確保に対する施策

施策 視点	施策	期間	
		短期 (R5~R9)	中長期 (R10~R16)
① 公共 施設	■ 公共施設の更新・整備による災害に強い地域づくり		
	・防災性の向上に向けた公共施設の耐震化	----->	----->
	・公共施設の計画的な維持・管理・整備など	----->	----->
	・災害時における避難所としての機能を強化	----->	----->
	■ 防災公園の整備		
	・防災倉庫や耐震性井戸付貯水槽などの整備	----->	----->
	・公園の防災性向上に向けた維持・管理	----->	----->
② 土地 利用	■ 内水浸水被害軽減に向けた鷺沼放流幹線の整備	----->	
	■ 土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域において、届出・勧告による安全な地域への立地誘導		
	・居住誘導区域の見直し	----->	----->
③ 防災 体制	■ 浸水想定区域における対策	----->	----->
	・地区計画による浸水対策の推進	----->	----->
④ 周知 ・ 意識 啓発	■ 土砂災害、水災害、地震に対する警戒避難体制の整備などの安全対策の推進	----->	----->
	■ 大規模盛土造成地における危険度の周知と経過観察	----->	----->
	■ 浸水想定区域における災害リスクの周知と、円滑な避難に対する周知・啓発		
	・情報伝達手段の多様化の検討	----->	----->
⑤ 住環境	・防災意識の向上(防災訓練、ハザードマップを活用した災害リスクの周知)	----->	----->
	■ 比較的古い木造住宅が密集する市街地における耐震化の促進		
	・耐震化に関する普及啓発	----->	----->
	・耐震診断費補助、耐震改修費補助	----->	----->
	■ 危険コンクリートブロック塀などの安全性の向上を図るための支援策の実施		
	・危険コンクリートブロック塀などの撤去に要する費用の補助	----->	----->
	■ 災害リスクを考慮した長期優良住宅の認定	----->	----->

■：市が独自に講じる施策

※実線：当該時点で完了する施策 ※破線：継続的に実施する施策

(2) 避難などを円滑にできる道路ネットワーク形成に対する施策

施策視点	施策	期間	
		短期 (R5~R9)	中長期 (R10~R16)
① 道路	■災害時重要路線の整備		
	・都市計画道路3・4・8号菊田台谷津線	→	
	・都市計画道路3・4・9号谷津鷺沼線	→	→
	・都市計画道路3・4・24号鷺沼線	→	→
◇災害時重要路線の整備			
	・都市計画道路3・3・3号藤崎茜浜線	→	
② 避難経路	■鷺沼地区における避難経路の整備	→	→
	■既存道路、ハミングロード、緑道の緊急時避難経路としての活用	→	→

■:市が独自に講じる施策

◇:その他実施主体との連携により行う施策

※実線:当該時点で完了する施策 ※破線:継続的に実施する施策

(3) 都市の防災機能向上に対する施策

施策視点	施策	期間	
		短期 (R5~R9)	中長期 (R10~R16)
① 防災機能	■公共施設の更新・整備		
	・公共施設の更新・整備における耐震性の確保	→	→
	■グリーンインフラを活用した災害への対応	→	→
② 防災拠点	■鷺沼地区への新たな防災拠点(防災公園)の設置	→	→

■:市が独自に講じる施策

※実線:当該時点で完了する施策 ※破線:継続的に実施する施策